

高知県食肉センター株式会社 業務規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、高知県食肉センター株式会社（以下「会社」という。）の定款によるもののほか、と畜場法及び卸売市場法に基づき基本事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務)

第2条 この規程に定める会社の業務は次のとおりとする。

- (1) 家畜のと畜解体
- (2) 内臓等副産物の処理販売
- (3) 食肉の冷蔵冷凍保管
- (4) 食肉市場の開設及び食肉の卸売
- (5) 前各号に付帯する業務

第2章 と畜及び副産物処理

(と畜場の名称、位置)

第3条 と畜場の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ミートプロこうち
- (2) 位 置 高知市海老ノ丸13番58号（と畜解体業務）

(と畜の委託者)

第4条 と畜解体、冷蔵冷凍業務は、畜産業を営む生産者等及び、荷受団体の委託を受けて会社が行うものとする。

2. 荷受団体は会社の承認を受けなければならない。

(受付時間、作業時間)

第5条 と畜場の受付時間等は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、受付時間等を変更し、臨時に休場することができる。

- (1) と畜受付時間 平 日 午前7時30分から午前11時まで
- (2) 作業時間 平 日 午前8時から午後5時まで
- (3) 搬入受付時間 平 日 原則として当日の午後2時まで

(休業日)

第6条 会社の定期休業日は原則として次のとおりとする。ただし特別の理由がある場合は、

臨時に休業することができる。

- (1) 毎週土・日曜日
- (2) 年末年始(12月31日から翌年1月3日まで)
- (3) 国民の祝日に関する法律に定める休日のうち会社が指定する日

(と畜解体委託及び許可)

第7条 会社に家畜のと畜解体の委託をする者は、会社が定めると畜解体委託申込書を提出するものとする。ただし、市場外取扱いを希望する者はあらかじめ会社の承認を得るものとする。

2. 委託許可は前項のと畜解体委託申込書の受理をもってこれに代えるものとする。

(受託と畜の停止)

第8条 会社は、と畜がと畜場の処理能力を超えるとき、労務管理、衛生管理又は公害防止に支障を来すと認められたとき、もしくは災害、家畜伝染病、その他と畜場の稼働が困難と認める場合は、と畜解体の受託を停止することができる。

2. 暴力団関係者からと畜解体の委託の申込みがあった場合は、引き受けないこととする。
3. 諸法規の規定によりと畜を差し止められ、又は撤去を命じられたときは、と畜の委託を引き受けないこととする。
4. 本条に定める場合における委託者の被る損害については、会社は責を負わないものとする。

(と畜解体等受託手数料)

第9条 会社は、次の受託手数料及びこれらに係る消費税額を徴収するものとし、受託手数料は別表1に定める。

- (1) と畜場使用料
 - (2) と畜解体料
 - (3) 内臓処理料
 - (4) 冷蔵保管料
 - (5) 検査手数料
 - (6) 包装資材料
 - (7) 格付手数料
2. 市場外取扱手数料及び手数料に係る消費税額は、別途に徴収することができるものとする。
 3. 時間外受付手数料(搬入受付時間外に緊急と畜を行った場合)及び手数料に係る消費税額を徴収することができる。
 4. 病畜のと畜解体に係る消毒、焼却、その他特別の費用を要する場合は、その実費及びこれらに係る消費税額を徴収することができる。

(受託料の還付)

第 10 条 既納の受託料及びこれらに係る消費税額は還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他会社の責によらない事由によりと畜場が使用不能になったとき。
- (2) その他会社が特に還付する必要があると認めたとき。
- (3) 病畜その他事故のためと畜解体をしないとき。

(受託の制限)

第 11 条 会社は、と畜解体の委託をする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受託を拒否又は制限することができる。

- (1) と畜場法又は関係法令に違反したと会社が認めたとき。
- (2) この規程に違反したと会社が認めたとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか会社が管理上必要と認めたとき。

(枝肉等の引渡し)

第 12 条 会社は第 7 条で受託した家畜の枝肉の引渡しは、計量後、卸売場内渡しとし、その他の場合は会社が定めた場所で行う。

(副産物の処理及び受託販売業務)

第 13 条 と畜解体により生じた内臓及び原皮等の副産物は、市場外取引の家畜を除き原則として会社が処理又は処理加工して受託販売するものとする。

2. 前項副産物の販売価格及びこれらに係る消費税額は、別表 2 に定め、委託者に通知し精算する。
3. 市場外取引の家畜の副産物については、会社が処理加工を行い、別表 3 に定める処理加工手数料及びこれらに係る消費税額を徴収するものとする。

第 3 章 部分肉加工及び冷蔵冷凍保管

(部分肉加工業務)

第 14 条 部分肉加工業務は、会社のと畜場でと畜した、又は市場に上場された、もしくは市場外取扱いの枝肉について加工を行うものとし、原則として会社が委託を受けて行うものとする。

(部分肉加工委託及び許可)

第 15 条 会社は、部分肉加工業務を委託しようとする者に対し、別に定める部分肉加工委託申込書の提出を求めることができるものとする。

(部分肉加工品の引渡し)

第 16 条 会社は、第 15 条で受託した部分肉加工品の引渡しは、計量包装後、会社が定める

場所において引渡しするものとする。

2. 部分肉加工で生じた骨、脂、肉片等については、原則として会社が引き取るものとする。

(部分肉加工受託手数料)

第 17 条 会社は、部分肉加工の受託手数料及び手数料に係る消費税額を徴収するものとし、受託手数料は別表 4 に定める。

(冷蔵冷凍保管業務)

第 18 条 会社の冷蔵庫及び冷凍庫に保管を委託できる物品は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 枝肉、部分肉、及び包装肉
- (2) 内臓
- (3) 食肉加工品
- (4) その他特に会社が認める畜産物製品等

(冷蔵冷凍保管の委託)

第 19 条 会社は、物品の冷蔵冷凍保管を委託されたときは、委託者に対し、別に定める預り書を交付し、委託物について責任を負うものとする。ただし、災害、その他の不可抗力による場合は、この限りではない。

(冷蔵冷凍庫への立入り許可)

第 20 条 委託者及び買受人は、会社の許可を得ないで冷蔵冷凍庫へ立入り、取引下見又は搬入等を行ってはならない。

(物品の搬出)

第 21 条 会社は、必要があると認めたときは、冷蔵冷凍保管中の委託物について委託者及び買受人に対し、搬出その他必要な措置を求めることができる。

(冷蔵冷凍保管手数料等)

第 22 条 会社は、冷蔵、冷凍保管料及び入出庫料及びこれらに係る消費税額を徴収するものとし、冷蔵冷凍保管料、入出庫料等は別表 5 に定める。

第 4 章 市 場

(市場の名称)

第 23 条 会社が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の位置は第 3 条第 2 号のとおりとし、名称は次のとおりとする。

名 称 高知県食肉センター地方卸売市場

(取扱品目)

第 24 条 市場の取扱品目は、食肉類とする。

2. 会社は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。

(開設者の責務)

第 25 条 会社は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当な差別的取り扱いを行ってはならない。

(開場の期日)

第 26 条 市場の開場期日は毎年度の市場開催計画表に定める日とする。

ただし、必要な場合は開場日を増やすことがある。

(開場の時間)

第 27 条 開場の時間は、正午から午後 2 時までとする。

ただし、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することがある。

2. 卸売のための取引開始時刻は、前項の開場の時間の範囲内で会社が別に定める。
3. 取引開始時刻は、場内掲示及び場内放送により通知する。

(市場関係者への通知)

第 28 条 会社は、開場の期日、時間を変更しようとするときは関係者に通知するものとする。

(受託販売取扱要領)

第 29 条 会社は、別に定める「肉用牛受託販売取扱要領」に基づき枝肉の受託販売を行う。

(卸売業者)

第 30 条 市場において卸売業務は会社が行う。

(セリ人)

第 31 条 会社が市場において行う卸売のセリ人は、会社はその卸売の業務に従事する職員の中から指名した者とする。

(買受人の承認)

第 32 条 会社から枝肉等を買受けようとする者は、会社の承認を受けなければならない。

2. 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出し、別途売買契約を締結しなければならない。

- (1) 氏名、名称、商号、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあつては、資本、又は出資の額、及び役員の氏名
- (3) 買受をしようとする取扱品目の、部類及び買受見込み高
- (4) その他必要な事項

3. 会社は、第1項の承認を受けようとする者が卸売の相手方として、必要な知識、及び資力信用を有しない者であると認める場合は同項の承認をしないものとする。

4. 会社は、第1項の承認を受けようとする者が暴力団関係者であると認めるときは同項の承認をしないものとする。

5. 会社は買受の資格を有するものとする。

(名称変更等の届出)

第33条 第32条第1項の承認を受けたもの(以下「買受人」という。)は次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を会社に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号、又は住所を変更したとき
- (2) 買受人としての業務を廃止しようとするとき
- (3) 法人の場合にあつては、代表者が交代したとき
- (4) 売買契約において連帯保証人の設定がある場合は、連帯保証人が死亡又は解散したとき

2. 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

(買受代理人の承認申請)

第34条 買受人が代理人をして買受業務に参加させようとするときは、あらかじめ会社に届け出なければならない。

2. 前項の代理人の行為は、すべて買受人本人の行為とみなす。

(買受人の承認の取消し等)

第35条 会社は、買受人が第33条第2項に該当することになった場合は、その承認を取り消すことができるものとする。

2. 会社は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部、又は一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し、不正の行為があつたとき
- (2) 買受代金の支払いを怠つたとき
- (3) 保管の費用もしくは損失金の支払いを怠つたとき
- (4) 正当な理由がなく、引続き3ヶ月以上休業したとき
- (5) 本規程の重大な違反その他信頼関係が著しく破壊され、取引を継続しがたいと認められるやむを得ない事由があるとき

(買受人の業務の規制)

第 36 条 この市場において、買受人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 名義を他人に貸与し、売買行為をさせること
- (2) 市場における取引秩序を乱し、円滑な取引を阻害し、又はそのおそれのある行為をすること
- (3) この規程又はこの規程に基づく定め並びに契約等に違反すること

(物品取引の下見)

第 37 条 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。

(上場の順位)

第 38 条 会社は、セリ売りの上場順位については、物品の配列の順位（と畜解体順）によらなければならない。ただし、不当な価格を生じ又は腐敗のおそれがある物品については、上場の順位を変更することができる。

(卸売開始前までに受領した物品の売買)

第 39 条 会社は、上場できるときまでに受領した物品は、特別の事由のあるもののほか、その市場取引日に販売しなければならない。

(買掛手数料)

第 40 条 買受人は、市場で購入した枝肉の代金を買掛とする場合は枝肉代金に 1000 分の 5 を乗じた買掛手数料及び買掛手数料に係る消費税額を支払うものとする。

(セリ売りの原則)

第 41 条 会社が市場において行う卸売についてはセリ売りの方法によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、相対売りの方法によることができる。

- (1) 災害が発生し、又は入荷が遅延したため、セリ売りの方法によることが困難であるとき。
 - (2) 売買に参加する者が著しく少数であるため、セリ売りの方法によると不当な価格が生ずるおそれがあるとき。
 - (3) セリ売りの方法により生じた残品の卸売をする場合。
 - (4) その他会社が止むを得ない事由があると認めたとき。
2. セリ売り、相対売りの販売単位は原則として 1 頭毎で重量 (k g) による。
3. 会社は、相対売りとする場合は、枝肉代金に 1000 分の 20 を乗じた相対手数料及び手数料に係る消費税額を買受人から徴収することができる。

(販売方法の変更)

第 42 条 会社は前条の販売方法を変更しようとするときは、その旨を関係者に周知するものとする。

(売買取引の原則)

第 43 条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならず、そでの下、耳やり等、秘密の方法は禁止する。

(セリ売りの方法)

第 44 条 卸売のためのセリ売りは販売物品について、出荷者、規格及び数量（重量）、その他の必要な事項を呼び上げて開始するものとする。

2. 卸売の売買呼値は標示板の金額（消費税額を除く）による。
3. セリ落しはセリ人が最高申込価格をkgあたり単価（消費税額を除く）により、赤の決定ランプが表示されたとき、その申込者をセリ落とし人として決定する。
4. セリ人はセリ落とし人を決定したときは、その価格（消費税額を除く）及び買受人番号を表示するものとする。

(異議の申立)

第 45 条 セリ売りに参加した者がそのセリ落しについて異議があるときは、直ちに会社にこれを申し立てることができる。

2. 会社は、前項の申し立てについて、正当な事由があると認めるときは、セリ直しを指示することができる。

(売買取引の制限)

第 46 条 セリ売りによる卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、会社は、その売買を差し止め、又はセリ直しを指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき
 - (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき
2. 会社又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、会社は、売買を差し止めることができる。
- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき
 - (2) 売買代金の支払を怠ったとき

(差別的取扱いの禁止)

第 47 条 会社は、市場における卸売の業務については、出荷者、又は買受人に対し不当に差別的な取扱いをしない。

(受託手数料及び受託販売手数料以外の報酬收受の禁止)

第 48 条 会社は、市場における卸売のための販売の委託の引き受けについて、その委託者から、諸掛り経費（消費税額を含む）、受託手数料（消費税額を含む）及び受託販売手数料（消

費税額を含む) 以外の報酬を受けないものとする。

(売買取引条件の公表)

第 49 条 会社は、市場における売買取引に関し、次に掲げる事項について公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 枝肉等の引渡しの方法
- (4) 受託手数料その他の枝肉に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 枝肉等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額 (その交付の基準を含む。)

(販売前における委託物品の検収)

第 50 条 会社は、委託物品の受領に当っては検収を確実にし、委託物品の種類、数量、規格、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は精算書に付記するものとする。ただし、委託物品の受領に出荷者が立会っていて、その承認を得られたときは、この限りでない。

(卸売物品の引取り)

第 51 条 買受人は、会社から卸売を受けた物品を会社が定める場所で速やかに引き取らなければならない。

2. 会社は、正当な理由がなく、買受人が引き取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をした後、他の者に卸売することができる。
3. 会社は、前項後段の規定により、他の者に卸売をした場合において、その販売価格 (消費税額を含む。以下同じ) が、第 1 項の買受人に対する販売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第 52 条 会社は、衛生上有害な物品が、市場に搬入されないように努めるものとする。

2. 衛生上有害な物品は市場において販売し、又は販売の目的をもって所持しないものとする。
3. 会社は衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売予定数量等の公表)

第 53 条 会社は、毎日の卸売が開始されるまでに、その日の卸売予定数量、枝肉番号、品種、性別、月齢、枝肉重量、格付規格、生産地又は飼育地、出荷団体又は出荷者及び瑕疵等を公表するものとする。

なお、同事項の公表は、販売枝肉上場名簿（セリ上場名簿）に記載するところによるものとする。

2. 会社は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - (1) 第 24 条第 2 項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標
 - (2) 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容

（監督処分）

第 54 条 会社は、買受人がこの規程もしくはこの規程に基づく指示又は処分に違反した場合には、第 32 条第 1 項の承認を取り消し、又は 6 か月以内の期間を定めて市場への入場の停止を指示することができる。

2. 買受人について、法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この規程もしくはこの規程に基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して 6 か月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その法人又は人に対しても適用する。

（事業報告書等の作成・閲覧）

第 55 条 会社は、事業年度ごとに、当該事業年度決算日経過後 90 日以内に事業報告書を作成しなければならない。

2. 会社は、前項の事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1 年間主たる事務所に備えておかななければならない。
3. 会社は、市場における卸売のため販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の届出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (1) 会社に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められ得る者から閲覧の申出がなされた場合
 - (2) 安定的な決済を確保する観点から会社の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたときと認められる場合
 - (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされたとき

（代金決済の方法）

第 56 条 会社は受託物品を卸売したときは、直ちに物品の種類、数量、単価（消費税を除く）、販売代金（消費税額を除く）、消費税額及び納品金額を記載した仕切り書を作成し、買受人に通知するものとする。ただし、消費税法の改定に基づき消費税額は請求書の発行により確定するものとする。

2. 買受人は、会社から買受けた物品については、原則として直ちに引取るものとする。もしくは部分肉加工の委託を行うものとする。前項の仕切り書（消費税額を含む）に基づき、その代金は原則として振込送金により支払うものとする。ただし、その他特約のある場合は、別に定める。

3. 前項のただし書の特約は、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしない。
4. 買受人が、会社から買い受けた物品を直ちに引き取らない場合、もしくは部分肉加工の委託を行わない場合は、別表5に定める枝肉保管料及びこれらに係る消費税額を支払うものとする。
5. 第2項の部分肉加工の委託を行った場合において、買受人都合により会社に部分肉の保管を委託する場合は別表5に定める部分肉保管料及びこれらに係る消費税額を支払うものとする。

(その他の決済の方法)

第57条 市場における売買取引の決済は、前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

(精算金の前渡し等)

第58条 会社は、出荷を誘引するために、出荷者に対し、精算金を前渡しすることができる。

2. 次の各号いずれかに該当する場合にあっては、前項の前渡しをしないものとする。
 - (1) 当該精算金の前渡し等が、会社の財務の健全性を損なうおそれがあるとき
 - (2) 当該精算金の前渡し等が、卸売業務の適正かつ健全な運営を害するおそれがあるとき

(条件付受託物品の販売不能の際の措置)

第59条 会社は、卸売のための販売の引き受けについて、措置その他の条件のある受託物品を、相当期間内に、その条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知し、その指示を受けるものとする。

(受託販売手数料の率)

第60条 会社が、市場における委託者から收受する受託販売手数料は、販売代金に1000分の30を乗じて得た金額に消費税を加えた金額とする。

(販売代金の額の変更の禁止)

第61条 会社は、販売をした物品の販売代金については、正当な理由があると認めるときでなければ、その額を変更しない。

(出荷奨励金の交付)

第62条 会社は、当該市場における取引品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して、出荷奨励金及び出荷奨励金に係る消費税額を交付することができる。

(市場秩序の保持等)

第 63 条 卸売の業務に従事する役職員並びに取引参加者及び市場に入場する者（以下、「取引参加者等」という。）は、市場の秩序を乱し、又は施設の破損及び公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2. 会社施設を損壊、又は滅失させた者は原状に復帰させる責を負わなければならない。
3. 会社は、市場秩序の保持又は公共の利益をはかるため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる。

（清潔の保持等）

第 64 条 取引参加者等は、当該市場施設の清潔を保持し、自己の商品、容器、その他の物件を整理し、放置してはならない。

（報告等）

第 65 条 会社は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があるときは卸売の業務に従事する役職員及び買受人に対し、その業務、もしくは財産に関し、報告、もしくは資料の提出を求めることができる。

（物品の品質管理の方法）

第 66 条 会社は、品質管理の責任者を定め、責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。

2. 会社は、品質管理の方法に係る次の事項を定めるものとする。
 - (1) 荷受け段階の品質管理に関すること
 - (2) 施設の温度管理に関すること
 - (3) 卸売場内での物品の取扱いに関すること
 - (4) 卸売場内の衛生的な利用に関すること
 - (5) 取引後の速やかな物品の搬出に関すること
 - (6) その他品質管理の徹底に関すること
3. 取引参加者等は、前項で定める物品の品質管理の事項に従わなければならない。

（関係規程の制定）

第 67 条 この業務規程の施行に関して必要な事項は会社が別に定める。

附 則

1. この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
1. この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1
と畜解体等受託手数料金表

税抜

項目	正常畜		病畜			
	牛	馬	牛(注3)	馬	豚	大貫(注4)
と畜解体等手数料合計	19,635	31,000	29,500	31,000	9,800	14,800
と畜場使用料	5,500	11,000	11,000	11,000	3,600	5,300
と畜解体料	6,335	12,800	12,800	12,800	4,500	7,800
内臓処理料	6,900	7,200	4,800	7,200	1,500	1,500
冷蔵保管料	900	0	900	0	200	200
検査手数料(非課税)	500	500	500	500	200	200
包装資材料	450	-	450	-	-	-
格付手数料	515	-	515	-	-	-
時間外受付手数料(注1)	-	-	10,000	10,000	5,000	8,000
市場外取扱手数料(注2)	20,000	-	-	-	-	-

(注1) 午後2時以降の搬入は時間外とする。

(注2) 高知県食肉事業協同組合の集荷分は除く。

(注3) 緊急棟での内臓処理については内臓赤物のみの処理となり、白物は廃棄処理とする。

(注4) 病畜大貫は枝肉重量(温と体重量)で100kg以上とする。

(注5) 生体搬入の際は、事前に鎧等の汚れを洗浄し、清潔な状態で搬入するものとし、
洗浄が必要となる場合は別途3,000円を徴収する。

別表2
副産物の販売価格

税抜

種別	品種等	価格	備考
内臓販売単価		43円/kg	内臓精算代金(内臓販売単価×枝肉重量)
内臓廃棄 (内臓精算代金から控除する金額)	レバー	2,600円	
	大腸	2,100円	
	小腸	2,100円	
	ハート	1,100円	
	ミノ	1,100円	
	センマイ	1,100円	
	赤セン	1,100円	
	ハチノス	550円	
	ハラミ	5,400円	
	マク	3,000円	
	サガリ	2,400円	
	直腸 ※盲腸	550円	
	ツラミ	1,100円	
	テール	1,100円	
ホホ肉	1,100円		
タン	2,600円		
原皮販売単価		10円/頭	アタリによる破損等品質不良の場合は減額させていただきます

※副産物も受託販売となりますので、受託手数料の対象となります。
販売単価及び内臓廃棄に係る控除単価は市場等変動により随時変更する場合があります。

別表3

副産物処理加工手数料

税抜

物品	条件	単価
牛内臓2次洗い料	枝肉重量に右記単価を乗じたものとする。	20円
牛内臓加工料	枝肉重量に右記単価を乗じたものとする。	20円
馬内臓2次洗い料	枝肉重量に右記単価を乗じたものとする。	12円

別表4

部分肉加工受託手数料

税抜

区分	項目(カッコ内の数字はカット数(注1))	単価	
市場取扱	脱骨のみ	10,000円/半頭	
	スジ引き	10,000円/半頭	
	スペック加工(注2)	スタンダード(~25)	110円/kg
		スペック(26~30)	115円/kg
		スペック(31~35)	120円/kg
		スペック(36~40)	125円/kg
		スペック(41~45)	130円/kg
		スペック(46~50)	135円/kg
		スペック(51~55)	140円/kg
		スペック(56~60)	145円/kg
		スペック(61~65)	150円/kg
		スペック(66~70)	155円/kg
		スペック(71~75)	160円/kg
		スペック(76~)	要相談
市場外取扱	脱骨のみ	20,000円/頭	
	スジ引き	20,000円/頭	
	スペック加工(注2)	スタンダード(~25)	120円/kg
		スペック(26~30)	125円/kg
		スペック(31~35)	130円/kg
		スペック(36~40)	135円/kg
		スペック(41~45)	140円/kg
		スペック(46~50)	145円/kg
		スペック(51~55)	150円/kg
		スペック(56~60)	155円/kg
		スペック(61~65)	160円/kg
		スペック(66~70)	165円/kg
		スペック(71~75)	170円/kg
		スペック(76~)	要相談

(注1) カット数は半頭あたり

(注2) 枝肉重量は半頭単位で下限値を設定する

枝肉重量200kg以下の場合には200kgで換算する

別表5

冷蔵冷凍保管料及び入出庫料等

税抜

物品	条件	単価
内臓保管料	頭数に右記単価、保存日数を乗じたものとする(注1)	900円
枝肉保管料	頭数に右記単価、保存日数を乗じたものとする(注2)	900円
部分肉保管料(ボックス)	頭数に右記単価、保存日数を乗じたものとする(注3)	900円
部分肉保管料(部分肉)	ケース数に右記単価、保存日数を乗じたものとする。	100円
枝肉入出庫料	枝肉数量／半頭に右記単価を乗じたものとする。	1,000円
部分肉等配送料	高知市	2,000円/半頭
	県内(高知市を除く)	3,000円/半頭
	県外(注4)	実費

(注1)内臓処理後の冷蔵保管料とする。

(注2)保存日数はセリ、相対による購入後10日を超える日数を対象とする。

ただし、加工を受託する場合は加工後10日を超える日数。

(注3)保存日数は部分肉加工後30日を超える日数を対象とする。

(注4)県外への配送については別途協議のうえ決定する

肉用牛受託販売取扱要領

高知県食肉センター株式会社

1. 目的

本要領は、肉用牛生産農家の生産計画にもとづき計画販売を行い、肉用牛生産農家の長期的な経営安定と事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2. 出荷の条件

- (1) 肉用牛の販売を委託する荷受団体（以下「出荷者」という。）は、本要領に基づき高知県食肉センター株式会社（以下「会社」という。）が受託販売することを了承するものとする。
- (2) 会社が販売を受託した枝肉、副産物等は原則として自己引取りを認めないものとする。
- (3) 出荷者は、肉用牛事故補てん制度に加入することを条件とする。

3. 出荷計画

出荷者は、本要領にもとづき、毎年2月20日までに4月～翌年3月末までの年間出荷計画を会社と協議する。その上で、毎月20日までに翌月分の出荷頭数の調整を行い、月別出荷計画書を提出するものとする。

4. 出荷

- (1) 会社は月別出荷計画書をもとに、需要状況価格動向等を判断して月末迄に出荷者に出荷指図し、円滑な出荷をさせる。
- (2) 出荷者は、生産履歴証明書及び子牛登記書を添えて指定日に出荷する。

5. 格付

格付は公益社団法人日本食肉格付協会の基準をもとに次の15等級区分とする。

A-5	A-4	A-3	A-2	A-1
B-5	B-4	B-3	B-2	B-1
C-5	C-4	C-3	C-2	C-1

6. 経費負担

- (1) と畜場迄の出荷運賃、と畜場経費は出荷者負担とする。

7. 販売

セリ及び相対で、売買が成立した時点をもって販売が成立したものとし、会社は直ちに精算に係わる事務手続きを行う。

8. セリ、相対による販売不成立牛の取扱

セリ及び相対で、不買となった枝肉については、部分肉処理後会社を買取りを行う。その際
の買取価格については、セリ、相対時の評価額を適用し、そこから別に定める加工料を差し引
いた額とする。

9. 受渡条件及び出荷肉用牛の所有権

出荷者は、出荷肉用牛を生体にて会社が指定すると畜場に搬入しなければならない。

出荷肉用牛については、**会社が市場において行う卸売（セリまたは相対取引）による売買成
立後、出荷者から購買者に所有権を移転する。**

10. 枝肉価格

会社が出荷者の委託を受けて販売する際の販売価格については無条件委託とするが、セリ、
相対取引販売については、日経大阪市中央卸売市場相場一週間平均価格を勘案して決定する。

11. 副産物価格

会社が出荷者の委託を受けて販売する際の販売価格については、大阪中央卸売市場の取引価格を勘案し決定する。

12. 精算

- (1) 精算重量は、冷と体重量（セリ・相対時の販売重量）とし、販売成立後、すみやかに精算書を作成する。出荷肉用牛の代金はと畜日から起算して10日後に振込処理する。支払期日が金融機関の休日にあたる場合には、その日を翌営業日に繰り下げるものとする。
- (2) 緊急と畜など精算代金確定までに期間を要する場合には、支払日を繰り下げることができるものとする。
- (3) 冷と体重量は、会社受入温と体重量の水引き 1.1%とする。

13. 事故処理

生体の受け渡しや受託販売にあたり事故を発見したときは、出荷者・会社双方誠意をもって解決にあたるものとする。

14. 手数料

受託販売手数料は、販売価格の3%とし、販売価格から差し引くものとする。

15. 奨励措置

会社は、農家の生産意欲向上を目的として出荷奨励金を支出することができる。

16. 適用範囲

この要領はミートプロに出荷する肉用牛の取扱いについて定め、県外に出荷する肉用牛の取扱いについては別途協議する。

17. 疑義解明

この取扱要領で定めていない事項については、代表取締役が決定する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

この要領は令和6年9月1日から施行する。

この要領は令和7年4月1日から施行する。

別表（「8. セリ、相対による販売不成立牛の取扱」関係）

項 目	料 金	備 考
不買となった枝肉の加工料	一頭につき 12,400 円	半頭の場合は半額

高知県食肉センター肉用牛枝肉取引要領

(目 的)

第1条 この要領は、肉用牛の流通の改善と枝肉の公正な取引を行うことにより、肉用牛生産者の健全な経営を図ると共に、流通の円滑化を期するため、肉用牛の集・出荷並びに肉用牛の資質の向上等を図り、もって管内における畜産振興に寄与することを目的とする。

(取 引)

第2条 取引はミートプロでと畜解体した肉用牛について、枝肉の規格格付終了後行なうものとする。

(取引の条件)

第3条 枝肉の取引条件等の細部事項は別紙「高知県食肉センター肉用牛枝肉取引基準」により行なうものとする。

(代金の決済)

第4条 代金決済は、「業務規程」に定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により行なうものとする。

- 2 決済は販売日の月末締めとし、代金の支払いは翌月末までに行うことを原則とする。
- 3 買掛手数料は売上代金の0.5%とする。

附則 この要領は令和5年4月1日から適用する。

(別紙)

高知県食肉センター肉用牛枝肉取引基準

「高知県食肉センター肉用牛枝肉取引要領」第3条に基づき、肉用牛枝肉取引の細部について次のとおり基準を定める。

1. 枝肉の仕立て方

- (1) 枝肉の解体整形方法は、公益社団法人日本食肉格付協会の牛枝肉規格に準じて行う。
- (2) 枝肉は、放血を十分に行い、水洗いをよくし、枝肉の内外面の血のり、汚れを除去したものとする。

2. 規格格付

枝肉の規格格付は冷と体について、公益社団法人日本食肉格付協会の牛枝肉規格に準じて行なう。ただし状況によっては温と体で行なうことがある。

3. 価格の決定方法

(1) 枝肉価格

販売価格については無条件委託とするが、セリ・相対販売については、日経大阪市中央卸売市場相場一週間平均価格を勘案し決定する。

(2) 副産物価格

大阪市中央卸売市場の取引価格を勘案し決定する。

4. 取引単位

原則として1頭以上とする。

5. 疑義解明

この取引基準で定めていない事項については、高知県食肉センター株式会社代表取締役が決定する。

附則 この取引基準は、令和5年4月1日から適用する。

肉用牛売却証明書の発行に関する事務処理要領

1. 目的

租税特別措置法に基づき、肉用牛売却所得の課税の特例措置の認定を受けることができる対象市場として、農林水産大臣の認定を受けた高知県食肉センター株式会社（以下「会社」という。）が、同措置に基づく肉用牛売却証明書（以下「証明書」という。）を発行するに当たって、同法の趣旨に鑑み、これを的確に実施する必要があるので、当該証明書の発行に係る手続きを次のとおり定めるものとする。

2. 手続

- (1) 証明書の発行を申請する者は、別紙様式「肉用牛売却証明書発行申請書」により、会社あてに申請するものとする。
- (2) 会社は、申請書の内容について、精算伝票等の帳票書類により確認した上、当該申請に基づく証明書の発行が適正であると判断した場合は、「肉用牛売却所得の特例措置について」(農林水産省生産局長通知平成23年12月27日付け23生畜第2123号)に基づき所定の決裁手続きにより発行するものとする。
- (3) 証明書は、年別に通し番号を付して発行しかつ管理するものとし、その記録を発行後8年間保存するものとする。

3. 施行年月日

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

肉用牛売却証明書 発行申請書

表題の件について、以下のとおり申請します。

	申請日	年 月 日
売却者の氏名 (法人にあっては、 名称、代表者氏名)		
住 所		
記入者	(担当者氏名)	(TEL)
証明書の発行を 申請する期間	年 月 日 ~	年 月 日
売却した市場	市場の名称	高知県食肉センター地方卸売市場
	市場の所在地	高知市海老ノ丸13番58号
	市場の種類	認定市場

注) 太枠内の事項をご記入願います。

【確認欄】

管理者	担当者	発行日
		年 月 日

食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項

1. 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。

対象なし

2. 上記品目について、法第42条第1項第1号に規定する取引において、その持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は以下のとおりです。

対象なし

3. 法第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。

- ① 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
- ② 前号に掲げるもののほか、取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようにすること。